

出演委託契約書

(DREAM CHAMPIONSHIP 2026 決勝トーナメント)

K L a b株式会社（以下、「甲」という。）と以下記載の出演者（以下、「乙」という。）とは、甲が提供するスマートフォン向けゲーム「キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～」(以下、「本アプリ」という。)の公式大会（以下、「本大会」という。）への乙の出演を甲が乙に委託することについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

【出演者】

住所：●●

氏名：●● (Eメールアドレス：●●)

第1条（出演の委託）

1. 甲は、乙に対し、本大会に出演することを委託し、乙はこれを受託する。

なお、本契約における「出演」とは、本アプリのプレイヤーとして、その保有する高度な技術、ノウハウ等を駆使し最善を尽くして、甲の指定する場所及び日時にて本大会に出場することをいう。

本大会の名称及び日程	名称：DREAM CHAMPIONSHIP 2026 決勝トーナメント 日程：2026年10月●日●時（日本標準時）【本契約締結時点では具体的に指定されます】 なお、甲は、本大会の進捗等により、上記日程を変更することができるものとし、乙はそれに従うものとする。
本大会の開催場所	本アプリ内
出演の内容	本大会への出場及びこれに付随する業務

2. 甲及び乙は、前項に定める乙の出演が、当該日時及び場所において履行がなされない限り本契約の目的を達する事ができないものであることを確認する。

第2条（報酬）

1. 甲が乙に支払う報酬は、乙の本大会における順位により決定するものとし、別紙に定めるとおりとする。
なお、賞金の支払いについては、本大会の大会規約（以下、「大会規約」という。）「7.2 支払い」及び「7.3 税金」に定めるとおりとする。
2. 前項に定めるゲーム内報酬の付与及び賞品の発送については、大会規約「8 賞品」に定めるとおりとし、その付与日等は以下のとおりとする。
・ゲーム内報酬の付与日：本大会開催日の翌々営業日
・賞品の発送日：2026年●月●日【本契約締結時点では具体的に指定されます】
なお、上記の付与日及び発送日は、本大会の日程が変更となった場合は、それにあわせて前後するものとする。
3. 甲は乙に対し、第1項に定める賞金を2026年●月●日【本契約締結時点では具体的に指定されます】に、乙指定金融機関口座宛に振込により支払う。ただし、当該支払は、大会規約「7.2 支払い」に定めるに従い、甲が報酬を支払うために必要な情報及び書類等を乙が甲の指定する期限までに提出することを条件とする。また、当該支払日は、本大会の日程が変更となった場合は、それにあわせて前後するものとする。
4. 乙は、本条に定めるものが本大会への出演並びに本契約及び大会規約の適用・効果に対する一切の報酬であり、甲又は甲が指定する第三者に対し、本条に定めるもの以外の報酬その他の請求権を一切有しないことを確認する。

第3条（乙の参加資格等）

乙は、本大会への出演に際し、大会規約に定める「4.1 参加資格」及び「5.1 参加資格」に定める条件を満たすことを保証し、「5.3 ルール」、「6 参加資格の取り消し」、「9 禁止事項」、「10 ペナルティ」、「12 個人情報等の取扱い」、「14 免責」及び「15 規約及び本大会内容の変更」に同意するものとする。

第4条（著作隣接権、肖像権及びパブリシティ権等）

1. 乙は、本大会における自己の出演及び甲によるその撮影等に関して、大会規約「11 本大会中における記録及び報道等」の定め同意するものとする。
2. 乙は、本大会における自己の出演及び甲又は甲の指定する第三者が撮影する本大会における乙のゲーム内プレイ映像及又はインタビュー映像等について、実演家人格権を行使しないものとする。
3. 前二項の定めは、日本法以外の法令により乙の個人データ、肖像、パブリシティ権、実演等に保護が及ぶ

場合においてこれを準用して適用する。

第5条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、本契約の履行のために、文書、口頭、電磁的方法等その形態を問わず、相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく正当な第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。
4. 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の業務遂行に必要な範囲内でのみ使用する。

第6条 (契約の解除)

1. 甲又は乙が、その責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかに該当したときは、相手方は、なんらの通知、催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に定める自己の義務の履行が不能となったとき又は履行拒絶の意思表示をしたとき（なお、本契約が甲及び乙の高度な信頼関係に基づくものであることから、軽微であっても該当するものとする。ただし、当該不能となった部分又は履行拒絶の意思表示がされた部分以外の部分において、本契約の目的が十分に達成できることが明らかである場合においてはこの限りではない）
 - (2) 甲が指定した日時において、乙が本大会に出演しなかったとき（当該時刻から2分を超えて出演を開始しなかったときを含む）
 - (3) 乙の表明保証事項に違反があったとき
 - (4) 本大会が中断又は中止されたとき
 - (5) 本契約を維持し難い重大な事由、背信行為又は契約違反があったとき
 - (6) 乙が大会規約「4.1 参加資格」又は「5.1 参加資格」に定める条件を満たしていないことが判明したとき
 - (7) 乙が日本に居住する者である場合において、乙が満18歳未満であることが判明したとき、又は乙が日本に居住する者でない場合において、乙が満18歳未満であること若しくは乙が居住する国において乙が成年年齢に達していないことが判明したとき
 - (8) 支払停止に陥ったとき
 - (9) 金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (10) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (11) 主債務者として仮差押、仮処分、又は差押の命令若しくは通知があったとき
 - (12) 破産手続、民事再生手続、又は会社更生手続等の法的倒産処理手続開始の申立てがあったとき
 - (13) 事業の廃止若しくは重大な変更又は解散の決議をしたとき
 - (14) その他財政状態が悪化し、又はその虞があると認められる相当の理由があると認められるとき
2. 甲又は乙は、その責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、相手方が本契約のいずれかの条項に違反した場合であって、相当期間を定めてなした催告後も相手方の債務不履行が是正されないとき、是正期間の設定及び経過によっては本契約の目的を達することができないとき、又は当該違反が是正される見込みがないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。相手方が本契約の条項に違反することが合理的に見込まれている場合であって、相手方に当該旨の通知後、相当期間以内に当該見込みが解消されないときも同様とする。
3. 本条による解除は、当該解除に帰責事由を有する当事者に対しての損害賠償の請求を妨げない。

第7条 (表明保証)

乙は、甲に対して、本契約に記載した自己に関する情報及び乙が本大会への出演に際して「キャプテン翼～たたかえドリームチーム～ DREAM CHAMPIONSHIP 2026 参加情報入力フォーム」（タイトルは変更になる場合がある）に入力及び送信した内容が真実であることを表明し、保証する。

第8条 (不可抗力)

本契約のいかなる定めにかかわらず、地震、落雷、火災、風水害等の天災地変、停電、ゲームサーバーのトラブルなど当事者双方の責めに帰することができない事由により本大会が延期、中止又は中断となり又

は乙の本大会への出演の一部又は全部が不能となった場合、又はその事由によって本契約の目的が達成できなくなった場合、甲はなんら責任を負わないものとし、自らの判断により、乙に対する報酬又は賠償等の一切の支払いを要することなく、本契約を解除することができる。

第9条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら、関係会社又はその役職員若しくは取引先等が、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、又は暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う個人又は集団の一切をいう。暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を含むが、これに限られない。)ではなく、直接又は間接を問わず何らの資金上その他の関係はなく、名目の如何を問わず資金提供その他一切の取引を行っておらず、かつ今後行う予定もないことを確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

第10条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、締結日にかかわらず、2026年7月1日から2026年11月30日(決勝トーナメントが延期になった場合は当該延期に応じて延長する)までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条、第5条、第6条第4項、第11条及び第12条については、本契約終了後又は解除後も3年間は有効に存続する。

第11条 (準拠法及び合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して紛争が生じた場合には東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (誠実協議)

本契約に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとする。

以上

【ハラスメント相談窓口のご案内】

当社では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第14条に基づき、特定受託業務従事者の方の就業環境の整備のため、ハラスメント相談(苦情を含む)窓口を設置しております。

当社との業務委託に関して行われるハラスメントでお困りの際は、電子メールにて相談を受け付けますので、ご相談ください。

■ハラスメント相談窓口：K L a b株式会社 人事部パートナーグループ：hr-partners@klab.com

■ハラスメント相談窓口をご利用いただける方：

- ・現在、当社と業務委託契約締結中の特定受託業務従事者の方
- ・直近1年以内にその立場にあった方

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応いたしますので、安心してご相談ください。

別紙

順位	賞金	ゲーム内報酬	賞品
優勝	6,000,000円	未定	未定
準優勝	2,000,000円	未定	未定
3位	1,000,000円	未定	未定
4位	500,000円	未定	未定
5～8位	100,000円	未定	未定
特別賞	100,000円	未定	未定

【ゲーム内報酬及び賞品の内容は、現時点で未定です。本契約締結時には具体的に確定します。】